

函南町告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業中郷地区についての換地処分の公告のあった日の翌日から本町内の字の区域を変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 26 年 1 月 14 日

函南町長 森 延 彦



1 田方郡函南町大字塚本字西折上に編入する区域

大字安久 536 の 8 から 536 の 10 まで、537 の 1、537 の 4、539 の 3、539 の 4、541 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地、公有地の全部

上記地番は、平成 25 年 1 月 8 日現在の登記簿による。